

水戸市障害者等日中一時支援事業実施要項

平成 19 年 3 月 30 日

水戸市告示第 72 号

(目的)

第 1 条 この要項は、障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する障害者及び同条第 2 項に規定する障害児（以下「障害児」という。）をいう。以下同じ。）の日中における活動の場を確保するとともに、当該障害者等を日常的に介護している家族の就労を支援し、一時的な休息等の機会を提供するため、障害者等日中一時支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業対象者)

第 2 条 市長は、本市に居住する在宅の障害者等及び本市に所在する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する児童養護施設に入所している障害児（以下「事業対象者」という。）を対象に事業を実施する。

(事業の内容)

第 2 条の 2 事業の内容は、日中において、事業対象者に対する見守り、社会に適応するための生活能力の向上に必要な訓練等を行うこととする。

(登録の申請)

第 3 条 事業の利用（以下「利用」という。）をしようとする者又はその保護者は、日中一時支援事業利用登録（変更・更新）申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長の定める期間内に市長に提出し、あらかじめ利用に係る市長の登録を受けなければならない。

(1) 次のいずれかに掲げる書類

- ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳
- イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳
- エ 法第 22 条第 8 項に規定する障害福祉サービス受給者証
- オ 法第 54 条第 3 項に規定する自立支援医療受給者証
- カ 児童福祉法第 21 条の 5 の 7 第 9 項に規定する通所受給者証
- キ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証
- ク アからキまでに掲げるもののほか、障害者等であることを証する書類

(2) 次に掲げる事業対象者の区分に応じ、それぞれ定める書類

- ア イに掲げる事業対象者以外の事業対象者 当該事業対象者の属する世帯の全員（事業対象者が障害児で当該障害児とその保護者の世帯が同一でない場合にあっては、事業対象者の属する世帯の全員及び当該事業対象者の保護者）の市町村民税課税証明書、非課税証明書又は生活保護受給証明書
- イ 児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている障害児又は同法第 41 条に規定する児童養護施設に入所している障害児 当該事実を証する書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(登録の決定等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適否を決定し、日中一時支援事業利用登録（変更・更新）決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請した者に通知する。

2 市長は、前項の規定による利用の登録を受けた者（以下「利用者」という。）（利用者に係る障害児が利用をする場合にあっては、当該利用者及び当該障害児。第6条第1項において同じ。）について、日中一時支援事業利用登録台帳（様式第3号）に登録するものとする。

3 第1項の規定による登録の有効期間（以下「有効期間」という。）は、当該登録をした日から起算して1年を経過した日の属する月の末日までの範囲内において市長が定める期間とする。
（登録の変更等）

第4条の2 第3条並びに前条第1項及び第2項（これらの規定を次条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、利用者が前条第1項（次条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録を受けた内容の変更（利用をする時間数並びに第9条第1項及び別表に規定する負担額の区分の変更に限る。）をしようとする場合について準用する。

（利用の決定の更新）

第4条の3 利用者は、有効期間の満了後においても継続して登録を受けようとするときは、市長の定める期間内に当該有効期間の更新の申請をすることができる。

2 第3条及び第4条の規定は、前項の規定による更新の申請及び当該申請に係る決定について準用する。

（変更等の届出）

第5条 利用者は、当該利用者（利用者に係る障害児が利用をする場合にあっては、当該障害児。第7条の2において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに日中一時支援事業利用変更・中止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所等を変更したとき。
- (2) 利用を必要としなくなったとき。

（登録の抹消等）

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 事業対象者でなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により登録の決定を受けたとき。
- (3) 利用者が正当な理由なく第10条の規定による報告の命令等に応じないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたとき。

2 利用者は、前項第2号に該当し、同項の規定により登録を抹消された場合は、当該抹消に係る登録の有効期間における利用に要した費用について、市長が定める期日までに返還しなければならない。

（事業の委託）

第7条 市長は、事業を適切に実施することができることを認める社会福祉法人等に、事業の運営を委託するものとする。

（利用の制限）

第7条の2 入院加療を必要とし、又は感染症にり患している状態にある利用者は、利用をすることができないものとする。

（利用の申込み等）

第8条 利用者は、利用をするときは、前条の規定により事業の委託を受けた者（以下「事業者」という。）に直接申し込むものとする。この場合において、利用者は、日中一時支援事業利用登録（変更・更新）決定（却下）通知書を提示しなければならない。

2 事業者は、利用者に事業を提供したときは、日中一時支援事業提供票兼実績報告書（様式第5号）を作成し、記名又は押印により利用者に確認を求めなければならない。

（費用の負担）

第9条 利用者は、利用をしたときは、別表に掲げる負担額を事業者に支払わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、送迎、食事、教材費等に要する費用は、利用者が負担しなければならない。

（報告等）

第10条 市長は、事業の実施に関して必要があると認めるときは、利用者若しくは利用者の属する世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告、文書その他の物件の提出若しくは掲示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

（補則）

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要項は、平成19年4月1日から施行する。

（水戸市中心身障害者レスパイト事業実施要項の廃止）

2 水戸市中心身障害者レスパイト事業実施要項（平成12年水戸市告示第59号）は、廃止する。

（水戸市障害児タイムケア事業実施要項の廃止）

3 水戸市障害児タイムケア事業実施要項（平成17年水戸市告示第172号）は、廃止する。

付 則（平成20年6月13日水戸市告示第129号）

（施行期日）

1 この要項は、交付の日から施行する。

（経過措置）

2 この要項の施行の日以前に作成した各様式の内紙は、同日以後においても、当分の間、所用の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成23年4月1日水戸市告示第80号）

（施行期日）

1 この要項は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要項による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この要項の施行の日以後の日中一時支援事業の利用に係る費用の負担について適用し、同日前の日中一時支援事業の利用に係る費用の負担については、なお従前の例による。

付 則（平成25年4月1日水戸市告示第76号）

（施行期日）

1 この要項は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要項の施行の日前に作成した各様式の内紙は、同日以降においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成26年4月9日水戸市告示第102号）

（施行期日）

1 この要項は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要項による改正後の第9条第1項ただし書の規定は、この要項の施行の日以後の日中一時支援事業の利用に係る費用の負担について適用し、同日前の日中一時支援事業の利用に係る費用の負担については、なお従前の例による。

付 則（平成28年1月4日水戸市告示第3号）

（施行期日）

- 1 この要項は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 2 この要項の施行の日（以下「施行日」という。）前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

（水戸市障害者等日中一時支援事業実施要項の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第4条の規定による改正後の水戸市障害者等日中一時支援事業実施要項の規定は、施行日以後になされる日中一時支援事業の申請又は届出について適用し、施行日前になされた日中一時支援事業の申請又は届出については、従前の例による。

付 則（平成28年9月20日水戸市告示第236号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成31年1月29日水戸市告示第15号）

この要項は、平成31年2月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成30年7月1日から適用する。

付 則（令和元年12月16日水戸市告示第139号）

（施行期日）

- 1 この要項は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要項の施行の日前に作成した様式第1号の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（令和5年 月 日 水戸市告示第 号）

（施行期日）

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条、第3条から第5条まで、第7条の2から第9条まで及び別表の規定は、この要項の施行の日以後になされる水戸市障害者等日中一時支援事業実施要項第1条に規定する事業（以下「事業」という。）の利用に係る登録の申請、登録の決定、変更等の届出、申込み、費用の負担等について適用し、同日前になされた事業の利用に係る申請、決定、変更等の届出、申込み、費用の負担等については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

| 世帯等の区分 | | 利用時間数 | 負担額 | |
|--------|---|------------|----------------|----------------|
| | | | 重症心身障害者等以外の利用者 | 重症心身障害者等である利用者 |
| 1 | 生活保護受給世帯等 | | 0円 | 0円 |
| 2 | 第3条第1項（第4条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請をする日の属する年度（同日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）の市町村住民税が非課税又は均等割のみの世帯 | 30分以上1時間未満 | 30円 | 60円 |
| | | 1時間以上2時間未満 | 45円 | 95円 |
| | | 2時間以上3時間未満 | 60円 | 125円 |
| | | 3時間以上4時間未満 | 90円 | 200円 |
| | | 4時間以上5時間未満 | 120円 | 265円 |
| | | 5時間以上6時間未満 | 150円 | 330円 |
| | | 6時間以上7時間未満 | 180円 | 395円 |
| | | 7時間以上8時間未満 | 210円 | 460円 |
| | | 8時間以上 | 240円 | 530円 |
| 3 | 前2項に掲げる世帯以外の世帯 | 30分以上1時間未満 | 60円 | 120円 |
| | | 1時間以上2時間未満 | 90円 | 190円 |
| | | 2時間以上3時間未満 | 120円 | 250円 |
| | | 3時間以上4時間未満 | 180円 | 400円 |
| | | 4時間以上5時間未満 | 240円 | 530円 |
| | | 5時間以上6時間未満 | 300円 | 660円 |
| | | 6時間以上7時間未満 | 360円 | 790円 |
| | | 7時間以上8時間未満 | 420円 | 920円 |
| | | 8時間以上 | 480円 | 1,060円 |

備考

1 この表において「生活保護受給世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯並びに児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親に委託されている者並びに同法第41条に規定する児童養護施設に入所している者をいう。

2 この表において「重症心身障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 重度の知的障害（療育手帳に記載されている等級が㊤若しくはA又はこれに相当する状態をいう。）及び重度の肢体不自由（身体障害者手帳に記載されている障害の部位が上肢、下肢又は体幹であって各部位の等級を合算した等級が1級若しくは2級又はこれに相当する状態をいう。）が重複している障害者等

(2) 遷延性意識障害者（厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）に該当する者をいう。）

(3) 医療的ケアスコア（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第1の表（この号において「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算した点数をいう。）が3点以上である障害者等

水戸市長 様

日中一時支援事業利用登録（変更・更新）申請書

障害者等日中一時支援事業を利用したいので、水戸市障害者等日中一時支援事業実施要項第3条第1項（第4条の2において準用する第3条第1項・第4条の3第2項において準用する第3条第1項）の規定により、下記のとおり申請します。

なお、登録の決定のため、申請者の属する世帯の住民登録、税務資料その他の情報について、調査、照会又は閲覧することを承諾します。

記

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|--|------|-------------------|-----|---|---------------|---|-----|
| 申請者 (利用者) | フリガナ | | 生年月日 | 年 月 日 | | | | | |
| | 氏名 | | 個人番号 | | | | | | |
| | 住所 | 〒 - | | 電話番号 | - - | | | | |
| 児童が 利用す る場合 | フリガナ | | 生年月日 | 年 月 日 | | | | | |
| | 児童 氏名 | | 個人番号 | | | | | | |
| | | | 続柄 | | | | | | |
| 事業対象者であることを証する書類の種類（該当する番号等を○で囲む） | 1 身体障害者手帳（ 級） 2 療育手帳（㊤・A・B・C） 3 精神障害者保健福祉手帳 4 障害福祉サービス受給者証 | 5 自立支援医療受給者証 6 通所受給者証 7 指定難病特定医療受給者証 8 その他（ ） | | | | | | | |
| 世帯等の区分（該当する番号を○で囲む） | 1 生活保護受給世帯等 2 市町村民税非課税世帯又は市町村民税（均等割のみ）課税世帯 3 前2項に掲げる世帯以外の世帯 | | | | | | | | |
| 週当たりの利用時間数 | 土 | 日 | 小計① | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 小計② |
| 月当たりの利用時間数 | 小計①÷2×8＝ (ア) | | | (ア) + (イ)＝ 時間 (※) | | | 小計②÷5×23＝ (イ) | | |

※ 40時間を超える場合は、40時間と記入してください。なお、40時間を超えて利用する場合は、その理由を任意の様式に記入し、提出してください。

水戸市記入欄（申請者は記入しないでください。）

| 事業対象者要件 | | 適 ・ 否 | | 利用時間 | | | 時間 |
|---------|----------------|-------|-------|--------|--------------------|-------|----|
| 利用者の区分 | | | | 世帯等の区分 | | | |
| 1 | 2 | | | 1 | 2 | 3 | |
| 2以外 | 重心 | 遷延 | 医ケア | 生活保護等 | 非課税 又は 均等割のみ | 1・2以外 | |
| | 知的（ ） 肢体（ ） | | スコア 点 | | | | |

様

水戸市長

印

日中一時支援事業利用登録（変更・更新）決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった障害者等日中一時支援事業の登録について、下記のとおり決定（却下）したので、水戸市障害者等日中一時支援事業実施要項第4条第1項（第4条の2において準用する第4条第1項・第4条の3第2項において準用する第4条第1項）の規定により通知します。

記

1 決定

| | |
|----------|--|
| 利用者番号 | |
| 利用者氏名 | |
| 有効期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 利用者の区分 | |
| 利用できる時間数 | 月 時間 |
| 世帯等の区分 | |
| 特記事項 | 障害者等日中一時支援事業を利用するときは、この通知書を事業者 に提示してください。 |

2 却下

却下の理由

年 月 日

水戸市長 様

日中一時支援事業利用変更・中止届出書

年 月 日付け 第 号で利用の決定を受けた障害者等日中一時支援事業の利用について、下記のとおり変更が生じた（中止したい）ので、水戸市障害者等日中一時支援事業実施要項第5条の規定により届け出ます。

記

| | |
|-----------|-----------|
| 利 用 者 番 号 | |
| 利 用 者 氏 名 | |
| 届 出 の 区 分 | 変 更 ・ 中 止 |
| 変 更 の 内 容 | (変更前) |
| | (変更後) |

様式第5号（第8条関係）

日中一時支援事業提供票兼実績報告書（ 年 月分）

| 事業所の名称 | | | | | | | |
|--------|------|--|------|----------|--------|------|-------|
| 利用者番号 | | | | 利用者氏名 | | | |
| 利用者の区分 | | | | 利用できる時間数 | | 時間 | |
| 世帯等の区分 | | 1（生活保護受給世帯等） ・ 2（市町村民税が非課税又は均等割のみの世帯） ・ 3（1又は2以外の世帯） | | | | | |
| 提供日 | 開始時刻 | 終了時刻 | 提供時間 | 基準額 | 利用者負担額 | 市負担額 | 利用者確認 |
| 月 日 | : : | : : | 時間 分 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 日 | : : | : : | 時間 分 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 日 | : : | : : | 時間 分 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 日 | : : | : : | 時間 分 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 日 | : : | : : | 時間 分 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 日 | : : | : : | 時間 分 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 日 | : : | : : | 時間 分 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 日 | : : | : : | 時間 分 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 日 | : : | : : | 時間 分 | 円 | 円 | 円 | |
| 月 日 | : : | : : | 時間 分 | 円 | 円 | 円 | |
| 合計 | | | 時間 分 | 円 | 円 | 円 | |

備考

- 1 送迎に要した時間は、提供時間に含めないこと。
- 2 事業者は、障害者等日中一時支援を提供するごとに記入し、利用者（利用者が障害児の場合はその保護者。3において同じ。）に内容の確認を求めること。
- 3 利用者は、事業者が記入した内容が適切であると判断した場合に、利用者確認欄に記名又は押印すること。